

発議案第19号

橋本淳議員に対する問責決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月27日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	成田忠志
	同	林利彦
	同	江野沢隆之
	同	木下映実
	同	緑川利行
	同	正田富美恵
	同	末永隆
	同	立川清英
	同	横山博美
	同	林隆文
	同	小澤宏司
	同	山口勇
	同	河野慎一
	同	松崎寛文
	同	堀口明子
	同	伊原忠

同	植	田	進
同	原	弘	志
同	菅	野	文
同	三	田	登
同	伊	東	幹
同	高	山	敏
同	奥	山	智

提案理由

議会は、橋本淳議員に対して猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求める。

これが本案を提出する理由である。

橋本淳議員に対する問責決議

議員は、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その地位による影響力を不正に行使してはならず、その責務を深く自覚し、市民の信頼に応えるため、より高い倫理観を持たなければならない。

橋本淳議員はその職責と立場を十分に認識して行動しなければならないにもかかわらず、自身のツイッター上において、社会通念上不適切ととられる内容を掲載していた。このことは、議員としての自覚及び品位に欠ける極めて軽率な行為である。

また、橋本淳議員は過去にも同様の問題を起こしており、SNSの使用については、議会から再三の注意を行っている。加えて、会派報や自身のブログにおいて事実と異なる情報を掲載したことなどを理由に、橋本淳議員に対する問責決議が可決されたという経緯もある。

このような事実があったにもかかわらず、再び同様の問題が発生したことについては、誠に遺憾であり、公人である議員としてあるまじき行為である。

よって、議会は、橋本淳議員に対して猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求める。

以上、決議する。

平成30年6月27日

八千代市議会